

対象報酬・加算一覧表

前年度実績に基づいて算定が必要となる下記 17 の届け出については、令和 5 年 4 月 1 日から加算等の体制の整備が適切になされている場合であって、かつ、令和 5 年 4 月 15 日（必着）に届け出がされた場合には、令和 5 年 4 月 1 日に遡って加算等を算定可能とする取扱いとします。

なお、下記の加算以外の加算を令和 5 年 4 月 1 日から算定する場合は、通常通り令和 5 年 3 月 15 日までに届け出が必要です。

※令和 5 年度の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届け出については、別途お知らせします。

※令和 5 年度に制度変更や届け出が変更になる事業等がある場合には、別途お知らせします。

項目	報酬・加算名	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型 自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援
該 も 提 出 必 須 場 合 は	1	就労移行支援に係る基本報酬の算定区分						●					
	2	就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分							●				
	3	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分								●			
	4	就労定着支援に係る基本報酬の算定区分									●		
	5	地域移行支援サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）											●
変 更 有 の 場 合 の み 提 出	6	移行準備支援体制加算						●					
	7	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		●	●	●	●	●	●	●		●	
	8	重度者支援体制加算							●	●			
	9	就労移行支援体制加算		●		●	●		●	●			
	10	就労定着実績体制加算									●		
	11	人員配置体制加算	●	●									
	12	地域移行支援体制強化加算						●					
	13	目標工賃達成指導員配置加算								●			
	14	夜間看護体制加算			●								
	15	夜勤職員配置体制加算			●								
	16	夜間支援等体制加算						●				●	
	17	就労支援関係研修修了加算							●				